

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年6月18日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 零時 1分 散会

付託事件

議案第85号, 議案第87号, 議案第88号, 議案第89号, 議案第91号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第85号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第87号 指定管理者の指定について(児童遊園)
- ③ 議案第88号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第89号 都第1号元吉田町都市下水路新設工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第91号 土地の取得について(市道酒門358号線用地)

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏 栄君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君	河川都市排水 課長	大山裕己君
都市計画部長	加藤久人君	都市計画課長	柴崎美博君
公園緑地課長	上田航君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道総務課長	梶山哲君
下水道部長	坪貴之君	下水道管理課長	鬼澤英一君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書 記 堀 江 良 君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

この際、御報告します。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第85号ほか4件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りします。委員会の審査日程が、2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第85号ほか4件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第85号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。それでは、始めさせていただきます。

水戸市議会定例会議案書①の13ページをお開きください。

市議会議案第85号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例については、公園緑地課提出の議案第85号参考資料により御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、水戸市河和田町水窪第3児童遊園ほか3児童遊園につきまして、市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものでございます。

3、条例の施行日につきましては、令和2年7月1日を予定しております。

なお、これにより市内の児童遊園数は286か所、面積546.4平方メートルの追加となりまして、合計9万7,374.81平方メートルになる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 次に、議案第87号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、執行部から説明願

います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続きよろしくお願いいたします。

水戸市議会定例会議案書①の17ページをお開き願います。

市議会議案第87号 指定管理者の指定につきましては、公園緑地課提出の議案第87号参考資料により御説明をいたします。

1、理由につきましては、新たに4か所の児童遊園について、指定管理者に指定追加するものでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市河和田町水窪第3児童遊園から(4)水戸市米沢町下組第1児童遊園までの4児童遊園でございます。

3、指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4、指定の期間につきましては、令和2年7月1日から令和3年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第88号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、市議会議案第88号 市道路線の認定及び廃止につきまして御説明をいたします。

議案書①の19ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づきまして、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、20ページの別紙でございますが、20ページには認定の対象となる10路線につきまして、右側の21ページには廃止の対象となる2路線につきまして、合わせて12路線の調書となっております。また、22ページから33ページまでがそれぞれの対象路線の地図となっておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

また、合わせまして、認定となる各路線の実測図につきましては、参考資料といたしまして提出させていただいておりますので、後ほど御参照願います。

なお、詳細につきましては、さきの建設企業委員会にて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第89号 都第1号元吉田町都市下水路新設工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 令和2年第2回水戸市議会定例会議案書①の35ページをお開き願います。

市議会議案第89号 都第1号元吉田町都市下水路新設工事請負契約の締結について御説明いたします。

都第1号元吉田町都市下水路新設工事請負契約を次のように締結するものとする。

1, 工事名, 都第1号元吉田町都市下水路新設工事。

2, 契約金額, 4億3,780万円。

3, 契約の相手方, 横田・酒井特定建設工事共同企業体。

代表者, 水戸市吉沢町667番地, 株式会社横田建設, 代表取締役, 横田修一。

構成員, 水戸市吉沢町667番地, 株式会社横田建設, 代表取締役, 横田修一。

構成員, 水戸市元吉田町1305番地の13, 有限会社酒井建設工業, 代表取締役, 清水一也。

令和2年6月8日提出。水戸市長, 高橋靖。

なお, 参考までに, 工期につきましては令和4年3月15日までとなっております。

工事の概要につきましては, お手元に配付いたしました建設部河川都市排水課の提出資料に記載してございますので御参照願います。

詳細につきましては, 5月28日の当委員会におきまして説明いたしておりますので, 省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 この際, 御報告します。

一般傍聴人1名がお見えになりますので, よろしく願います。

次に, 議案第91号 土地の取得について(市道酒門358号線用地)について, 執行部から説明願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 それでは, 議案書①の39ページをお開き願います。

市議会議案第91号 土地の取得につきまして, 御説明いたします。

市道酒門358号線の用地として, 次により取得するものとする。

1, 土地の表示, 水戸市元石川町字泉沢2503番4のほか37筆, 宅地, 畑, 山林, 9,150.90平方メートル。

2, 取得価格, 4,610万9,246円。

3, 契約の相手方,

令和2年6月8日提出。水戸市長, 高橋靖。

なお, お手元に配りました道路建設課提出の参考資料を御参照願います。

詳細につきましては, 5月28日の当委員会におきまして説明させていただいておりますので, 省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 以上で, 提出議案についての説明は終了しました。

それでは, これより順次, 質疑を行います。

初めに, 議案第85号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について, 質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 質問させていただきます。

1つは、この児童遊園の遊具を見ると健康器具とか、滑り台だとか、鉄棒だとか、いろいろな遊具がそれぞればらばらに設置されているんですけども、これは、どのような形で決められるのか、いつもの質問なんですけれども、お答えいただきたいと思います。

それからもう一つは、開発行為の児童遊園の大きさは敷地面積の3%と決められているんですけども、この3%を、例えば、5%、6%、7%、そういうふうに業者さんの好意で少し多めに取っていくところはあるのかなというのをちょっと感じたもので、この2つね、ちょっと答弁していただきたいと思います。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

遊具の設置基準につきましては、面積に応じまして遊具の個数が決められてございます。しかしながら、その遊具の仕様と言いますか、スプリング体なのか、鉄棒なのか、健康遊具なのかといったところについては、開発される事業者と相談をした上で決定しているところでございます。

また、開発面積の3%についてでございますが、事業者によっては5%または10%といったようなことがあるのかというような御質問かと思うんですが、今まで私がいた中では、そういった案件はございませんでした。通常、開発行為によって工事される面積の3%ということでやっている事業者が大半ということでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の事務所の近くにも児童遊園があるんですけども、戸数は20戸か30戸ぐらいの小さな住宅団地なんですけれども、非常に児童遊園が狭いんですね、極めて狭い。だから、何か最小限の基準というのはあるのかなと思ったんです。それはないんですか。3%あれば、小さくてもそれで収まるということになってしまうのかね。いわゆる下限があるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

児童遊園の面積について、下限がないのかというような御質問かと思いますが、都市計画法上開発行為が行われる場合には、3,000平米以上から児童遊園の設置が義務づけられているところでございますが、そこで3%ということで決められておりますので、例えば、3,000平米の開発行為が行われれば、その3%の90平米という形になりますので、一応法律にのっとりた形で運用しているところでございます。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 まず、今回4か所の公園を見て来たんですが、車止めと言われているポールが、銀色の色が塗ってあるものと、緑色で短いポールが2本のところとか、黄色でコの字型になっているのとか、様々なんです、全部キーが付いて。ただ思っているのは、車止めといっても、軽自動車ぐらいなら入れるんでしょ

うけれども、逆に言うと、それだけのためであるのであれば、乳母車とか車椅子の方なんかが行くときに、真ん中にポール1本だけであれば使いやすいのかなって思うんですけども、あまり車が入っていくような事件とか、そういう事故とか、あったら別ですけども、ただ、バイクとか何か入ってしまうとかというのものもあるのかなという気もするんですけども、ちょっとその辺のことを感じました。

もう一つ、河和田町水窪第3児童遊園なんですけれども、現場のすぐ道路を挟んだ向こう側に水窪第1児童遊園がありましたよね。今回の開発の公園が一番端の一番第1児童遊園に近いほうについているんですけども、こういうものは開発の中で先方さんが決めるのか、市である程度アドバイスとかできないのか、今回はそれほど大きめに中規模なんですけれども、もっと広がったら外れのほうにやって、バランスよく皆さんが使いやすいようにしたほうがいいのかと思います。まとまってあったほうがいいっていう声があればそれはそれでよかったのかもしれないですけども、その辺をちょっと感じたので、御意見をちょっと伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、児童遊園の車止めにつきましては、入り口となる幅については3メートル以上を確保するというところで取決めがございます。その中で、車止めの種類については、これはあくまでも事業者さんが決定されたものについて認めているというようなことで、利用しているところでございます。

また、委員御質問の車椅子などが出入りするということについては、恐らくというか間違いないとは思いますが、車椅子程度であれば出入りは可能なのかなというふうに判断しているところではございますが、もしそういったところで不便を生じているというようなところがあったときには、今後運用を変えていければというふうに考えてございます。

あと、水窪第1児童遊園、水窪第3児童遊園もそうなんですけど、あそこにはもう一つ水窪第2児童遊園もあるんですけど、その辺をバランスよくというようなお話かと思うんですけど、やはり開発区域全体というより、その一つの開発に当たって開発事業者さんが配置したい児童遊園の場所がございますので、全体を見ても、後から来るものですから、なかなか最終形態が見えない、第1から第3の最終形態が見えないので、その児童遊園を設置する場所というのは指導しにくいというところもあるんですけど、いずれにしても開発事業者さんと相談しながら、児童遊園の設置場所については決めているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 後からと言っても第1児童遊園ができていて、第3児童遊園を造るときにここに造ったらすぐに隣接するなというのは、誰が見ても一目瞭然なので、造る方の設計がそういうふうになっているんで仕方ないのかなと思うんですけども、今後そういう機会があったら、もっと大きな公園でたくさんの人が利用するのであれば、もう少しこう考えて工夫してもらえればと思います。

車止めですけども、確かにコの字型でも、2本ついてても、乳母車とか車椅子も入れると思いますけれども、3メートル以上で、車止めであれば1本真ん中にあれば大丈夫だろうと思うんですね。目的は果たしていると思うんです。そのほうが日頃は通常ずっと閉まっていますから、使い勝手がいいのかなというふ

うに思いますので、この辺も検討していただければと、要望です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第85号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、質疑のある方は発言を願います。
中庭委員。

○中庭委員 今回、児童遊園を公園協会に委託して、管理者が委託されるということなんですけれども、児童遊園が増えれば増えるほど、あるいは児童公園が増えれば増えるほど、公園協会で植木の剪定だとか、草取りだとか、いろいろな仕事が増えてくると思うんですよね。今児童遊園だけでも286か所あるという中で、その人員体制というのは、これに伴って強化されているのか、職員が増やされているのかどうか。私もよく公園の道路脇を通ると公園協会の方が一生懸命に植木の剪定だとか草取りやっているんですけれども、こういう職員体制とか強化されているのか、お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

公園協会の人員の体制強化についてかと思いますが、まず、基本的に児童遊園につきましては、地元で愛護会を結成していただくということが大前提として運用しているところではございますが、なかなかそういうことには至らない遊園もございます。そういった場合には、公園協会のほうで草刈りなどをやっているところではございますが、季節的に夏から秋にかけてなんです、草刈りなどが急増する場合には臨時で職員を雇うなどして、草刈り等に対応して、市民の皆様にも不都合が生じないように運用しているというところがございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 臨時職員というのは何人ぐらい雇っていらっしゃるんですか、今。

○飯田委員長 臨時職員ですか。

○中庭委員 公園協会に季節的に雇うと言っていましたよね。これどのぐらい雇っていらっしゃるのか、そしてその待遇ですね、幾らなのか、分かれば教えていただきたいと思うんです。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、季節的に夏から秋というようなところで限定的に雇っている臨時雇用でございますので、年度によっても必ず何人というふうには決められているわけではございませんが、例年ですと、2人から3人程度は雇っているというふう聞いております。また、時給については、水戸市役所と同じ運用でやっているということでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、季節的に雇ったのは2人から3人で、あとは全部職員の皆さん、公園協会のプロパーの職員の皆さんでやっているということですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 先ほど申し上げたとおりでございますが、公園協会のプロパーを含めて職員がやっているというところと、あと愛護会がやっているというところ、2つでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、委員長ね、私が聞いているのは、公園協会として雇っている臨時職員というのは季節的には2人か3人しか雇っていないということなのか、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○飯田委員長 先ほど、答弁があったと思うんですけども。

○中庭委員 私が聞いているのは、公園協会で委託されてやっていますよね。その場合、職員でやっていますよね、ずっと植木の剪定だとか、草取りだとか。それで季節的に、例えば7月とか8月とか忙しくなると、2人ぐらい雇って全体を回しているということなんですか。意味が分からない。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

公園協会働いているプロパー、現業の方ではやっていますけれども、その方とさらにプラスして2人、3人を雇いまして運用しているということでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分からない。要するに、その都度雇っているのか、それとも職員として働いている人以外に、例えば7月、8月は2人と、3人ということで雇っているのかというのを聞きたいんです。その辺の、よく答弁が見えないんですよ。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、臨時の雇用については、公園ごとに雇っているというわけではなくて、例えばですけども、7月から9月という一定の期間連続してお願いをしているというようなやり方で運用しているところでございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第87号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第88号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第88号については、市道路線の認定と廃止なんですけれども、10か所新たに市道を認定するところがありますよね。そのうち寄附道路が5か所、それから開発行為に伴う道路が4か所ということなんですけれども、その寄附道路というのは市道の寄附に関する規則がありますよね。例えば、3軒以上の家があるとかというものに基づいて寄附された道路ですよね、これは。それで、この道路というのは、それぞれ長く使った道路でありまして、これが寄附されるということになるんですけども、この寄附条件というのはどんな条件なんですか、これは。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、御質問の決まり事につきましては、水戸市道路線の認定及び廃止に関する要項というものを定めてございます。そちらの中で、今回のように長い時間使われて寄附を受けて認定をするというようなものにつきましては、おおむね10年以上経過しているもので、延長が35メートル以上、それから建物の軒数については3軒以上、そのほか排水の勾配が取れることとか、そういったことの決まりに合致したものにつきまして、相手方から寄附が受けられたものを認定しているというような形になってございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、市道の寄附の要件というのは、3軒以上の家がある、35メートル以上の延長がある、建築されて10年以上たっているということなんですよ。この10年以上たっているというのは、例えば、5年住んでいたけれども、しかし道路が砂利等で側溝もないというところについて、この10年以上という要件の基準というは何なんですかね。教えていただきたい。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

こちらの要項については、その10年要件が出ましたのは、平成24年度に改正したときからこの10年要件というのが入ってございまして、当時の都市建設委員会のほうにも、平成24年2月の月例の常任委員会でやっぱり同じような御質問を受けてございます。そのときの、その10年の考え方というのは、おおむね10年そこに生活していれば、そこに生活の基盤が形成されているというような判断に基づき、10年という目安をつけているということで、御説明のほうをさせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、10年以上たっていなければ、市道の認定というのはできないと、一部要件には当てはまらない。そうすると、例えば、3軒の家がありますよね、3軒の家で途中で家を買ったという場合は、例えば、その方はまだ5年しかたっていない。しかしその前にまた何年か、例えば、5年たっていれば、要件として合うということですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今の御質問の内容は多分、建てられていた家を違う人が途中で購入して、その人は5年しか住んでいないときはどうなんだというような御質問かと思いますが、一応、10年の基準につきましては、住んでいる方が同じということではなくて、建物が建って、その人が住んでいる経過が10年ということなので、いろいろ住んでいる形態はあって、中古で買われて名義が変わったりすることもあるかと思いますが、そこはケースによっていろいろ判断しなければならないところもありますけれども、一応確認申請とそれからその他住んでいる方の経歴とかをいろいろお調べして10年という形の判断をさせていただいております。

○中庭委員 分かりました。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 これ認定だよ、今やっているのはね、そうだよ。

隅切りの基本のいろはの字みたいな話なんですけれども、要するに、公道から取り付けて開発行為を

やって、そして認定になっていくということなんでしょう、その隅切りの条件というのは、幅員によって何メートルを切りなさいとか、幅員が広ければ切らなくてもいいですよとか、こういう条件というのはあるんですか。これが、今回も隅切りがそれぞれ異なっています。だから、片方が切れないから、片方を広く切ったとか、こういうのがあるんですね。ですから、その公道の幅員によって隅切りの条件というのは何メートルが必要なのか、何メートル以上の公道に取り付ける場合には、極端な話、隅切りは要らないのか、その辺ちょっと教えてください。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

こういった市道の認定するときの隅切りにつきましては、基本は両側に隅切りを設けるというのがまず大前提で基本としてございます。その場合は、認定するときには幅員が4メートル以上の道路となりますので、その両側に斜辺で2メートルずつの隅切りが両側に設けられることがまず基本になります。それで、現場の状況によって設けられない、要は角に塀が立ち塞がっていてつけられないとかという場合に、じゃ、認定できないのかというような話になりますけれども、そういった場合には片側で3メートルの隅切りを、普通よりも大きく隅切りを設けていただければ同等の機能をみなしますよというような取扱いをさせていただきます。

また、御質問にいただきました道路の幅員によって違うのかというようなお話ですが、この隅切りにつきましては、道路の幅員というよりはその部分の先に歩道とか、要はその車道に直接出ないような施設があるかどうかというのがございまして、例えば、今回認定する道路の幅員が6メートルであっても、4メートルであっても、その幅員は関係なく隅切りは設けるというのが大前提です。

それから、接続する先のところの道路の幅員が広ければいいんじゃないかというような話もありますが、その場合、歩道がついていれば、その歩道の部分が隅切りの代わり、巻き込みの代わりになりますので、その幅が、計算上でいきますと大体1.5メートルの歩道がついていると隅切りを設けなくても、その巻き込み部分が隅切りの代わりをしていくというような形で、隅切りを設けなくてもいいような場合もございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 その歩道が1.5メートルあれば隅切りはしなくてもいいということですね。いやまあ親切丁寧に、前に説明会で配ったものを、また今日も配っているんですね。こういう無駄なことはよしたほうがいいと思うんだ。多分1回配っているから、皆さん見ているんだから今日配らなくていいんじゃないかなというふうに、今ふとそういうふうに思った中で、その隅切りの条件を聞いたということなんですけれども。

この後に議案がまだあるようなんですけれども、要するに側溝や公共下水が入っていなければ駄目なのかとか、開発行為の中に公共下水道を引かなきゃ駄目なのかとか、あるいは公共下水が通っていない場合には、1戸ごとに浄化槽をつけて基準値に浄化して、それを流すとか。これは、この後の契約の議案のほうにもちょっと関連するんですけれども、そうすることによって、過日の一般質問の中で、逆川の魚が大量に死んだ、あれは要するに農薬工場が燃えたからだというような答弁だったんですね。しかし、あれ以外にも、そういう

事例というのは過去にあったんですよ、正直言って、私は言わなかったんですけども。あの火災の前にも、少し前だったけれども、そういう魚が死んだという例というのはあったんです。

ですから、これは雨水と公共下水との兼ね合いで、側溝の流末は逆川に大体いっていますね。ですから、大山河川都市排水課長のほうの担当なんだろうと思うんですけども、その辺の水質、水戸市は分かっていると思うの、今回の原因というのは。その前にもそういう事例がありましたから。だから、その開発行為に伴ってのこういう雑排水の処理というのは、公共下水でも浄化槽でも、これは開発行為には支障ないですよ。どっちでもいいと思うのね、私も。だから、そこで今度は新型コロナウイルスの問題とか、いろんな問題が出てくる可能性というのも考えられると思うんですよ。

ですから、河川都市排水課のほうで流末が逆川になっている、この辺の数というのが分かったら教えてください。こういう開発行為も含めて何か所ぐらい逆川を流末としているか、分かったら教えていただきたいんですけども、分かんないきゃ後でいいんですけどもね。

やはりこの前のような、火災で燃えた工場の農薬で死んだという答弁を聞いていてもおかしいと思うの。水戸市が検査をしたときには異常はなかったの。それで、次の日に今度は県のほうで検査したら10種類の物質で異常が出てきたと。だから、私も専門用語は分かんないんですけども、必ずしも本当に農薬だけだったのか。その前にもあったんですよ、地元の人に聞いてごらんください。ウナギだの、コイだの、フナだのが、火災の前にも逆川で死骸が随分上がったんです。私、地元の組合のほうにも聞いてみました。だから、今逆川のほうに流れている都市排水、あるいは合併浄化槽の流末が逆川になっているというのが何か所ぐらいあるのか。この辺は多分、公共下水かな。今回ののは全部。今回の開発行為の認定は全部これ公共下水道ですか。じゃないのがあるのか。逆川が流末なんていうのはあるのか。

だから、その逆川のほうに流末が流れているのは、何ぼあんのか。お水対策で流れている、あるいは公共下水道がないから合併浄化槽で流れている、分かりますか。

○飯田委員長 市道の認定の話ですか。

○松本委員 市道の認定の中に逆川を流末とするものがあるって言っているんだから、参考までに聞いているだけ。

○飯田委員長 分かれば、分からなければ、ちょっと。

大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

全部まではちょっと把握しきれてないのでございますが、今回、雨水排水の流末とする樋管があるんですけども、逆川の右岸側にある樋管としましては、国道50号バイパスまでの区間なんですけれども、大きい樋管で約3か所ぐらいはあります。日吉神社の北側に1本大きい樋管と、あと水戸神栖線の交差箇所、ローソンの交差点のところに大きい樋管が1つと、あと今回の樋管、笠原橋の下流側の右岸側に大きな樋管があります。これが、一応起点から国道50号バイパスまでの樋管の数でございまして、そのほかにも小さい樋管はあつたりするんですけども、それ以外の数についてはすみません、把握してございません。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、3本しかないということなのかな。

○**大山河川都市排水課長** 大きいのは3本。

○**松本委員** 大きいのは3本。そうしたら、そのほかにも小さいので流れてるのがあんだっぺ。

○**大山河川都市排水課長** その数まではちょっと把握しておりません。

○**松本委員** それの数は分からないのね。そうすることによって、今回の開発道路の認定のところには逆川は関係ないですか。ありますか。それはどこの場所で、逆川が流末になっていますか。

○**飯田委員長** 今回のこの認定の関連で、逆川に係る部分についてお答え願いたいと思いますが、
大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

今回認定のほうで上げさせていただいております路線の中で、逆川を流末とする路線が何本かという御質問ですが、全部で2か所。

まず、最初は議案書①の23ページに記載しております笠原262号線、こちらは逆川の右岸側ですぐ東側に位置するものですので、こちらは一旦道路に入っている流末に接続しておりますが、この流末は逆川に行ってください。

また、ページを返していただきまして、25ページに記載してございます吉田330号線、こちらも逆川のすぐ右岸側の吉田3号線という道路の東側でやった開発ですが、こちらの流末も吉田3号線に入っている幹線を通して、逆川に落ちているものになると思います。

また、ページ数で言いますと30ページに記載してございます千波186号線、こちらは逆川のもうちょっと下流に下っていきまして左岸側、千波小学校を越えた先の左側、要は葉山荘とかの近くなんですけれども、そちらのほうでやった開発行為の流末として接続している幹線が千波3号線という道路に入っていますが、これが流末として逆川につながっています。

以上でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** そうすると3か所ということなんですけれども、そうするとここは公共下水道が入っていないと。そうすると、1戸1戸が浄化槽をつけるというような建築確認になりますか。だって、どうすんの、その建築確認の場合、家庭用雑排水は宅内処理とか、あるいは浄化槽をつけて都市排水とか、どっちかしかないでしょう。じゃないと、建築確認が下りないでしょう。だから、宅内処理というのは、いろんな方法をやっていたけれども、今はそういうことをやっている人はいないから、浄化槽をつけて流すと、それが逆川に流れているということなんでしょう。

だから、必ずしもそうでなけりゃ駄目だということじゃなくて、要するに、開発行為を行ったと、その寄附を受ける場所に公共下水道がなかったということでもいいですね。

そうすることによって、河川都市排水課のほうで、今度はいろんな水質基準というのが必要になってくるのかなと思うんです、私は。ここが一番、私は大事なところなんだろうと思うの。これが桜川に伝わって、那珂川に流れていくんだから。それが備前堀のほうに回って、今度はその水が農業用にも使われているんですよ。そうすることによって今度はお米が安全かどうかという問題になってきた。

ですから、今回のような、ああいう問題が表沙汰にはなりましたけれども、私は前にも言ったんだけど

も、逆川のどこでもいいから浄化設備でも造ったらよかつと、こういうことを言ったことあったんですよ。だけれども、当時の執行部の皆さんは全然聞く耳を持ってくれないからこういう問題になってきたのかなと私は思っています。

だから、石川川だって四中の脇に造ったでしょう。あれだって、そういう意味だったんですよ。石川川の汚濁を防ぐために、四中の脇に4億何ぼで造ったと思います、当時。ですから、今石川川のほうでは、途中で流しちゃう人もいるけれども、前よりはずっときれいになっている。水質がよくなっている。こういう過去の例がありましたね。

だけれども、逆川に対してはそういう手法はまだ全然取っていない、取れていないというのが現状かなというふうに思っています。だから、これからの考え方として、やはり逆川の水質というものを大事にしたい。

そういう考えの下で、また議案のほうに戻るんだけど、今度は都市計画になるんだけど、建築確認は浄化槽が義務づけになるんですね、公共下水道がないんだから。でないと建築確認がとれないでしょう。そうすることによって、今度は浄化槽の補助制度というのがありますね。だから早く公共下水道を整備して、これはエリア指定区域とか何かになっているんでしょう。開発行為の場合はみんな、まるっきり調整区域じゃないでしょう。だから開発行為の許可が下りるでしょう。だから、エリア指定区域の中の公共下水道の整備が遅れているってことになる。だけれども、農家でも何でも後継者がいないから、土地を売っちゃって、それで開発行為をして、家がどんどん増えているというのは、特に逆川方面、南のエリアほうだと思います。だからその辺は内部で横の連絡をとっていただいて。だから建築確認のだけ、じゃ、教えて。この中で建築確認を取るといときにはどうするんですか。

○飯田委員長 加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 ただいまの開発行為に関する御質問にお答えいたします。

先ほど、逆川を流末にしている路線が3か所というお話がありましたけれども、そのうち千波の葉山近くの場所については、見た限り、ここは市街化区域の中ですので、公共下水道も整備されている場所と思われます。

東野町……

○松本委員 違う、3か所あると言ったんだよ。そこだけでいいんだよ。

○加藤都市計画部長 議案書23ページの、例えば、笠原262号線、この辺りはエリア指定の中だと思いますので、公共下水道が整備されている場所なのか、あるいは整備されていなくて、開発行為の中で各1戸ずつ合併浄化槽を整備を求めた場所なのかは、申し訳ないんですけども、その点については定かではございません。

○松本委員 違う、されていないところだけでいいんだよ。ここはされているよ。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 すみません、発言が遅くなりまして申し訳ありません。

今、開発行為道路として、逆川関連として上げられた笠原262号線、吉田330号線、千波186号線につきましては、いずれも公共下水道が整備されてございます。その逆川の上流付近には、公共下水道を整

備されていない開発行為もあることは承知してはございます。

○**松本委員** だから、大森課長が言ったでしょうよ、3か所あると言ったの。今回の議案の中の開発行為で公共下水道が入っていない、そのところの建築確認は、じゃ、どうするんですかと今度は、都市計画部に聞いてみたい。違うのか。

○**飯田委員長** ちょっと、もう一回。

大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** すみません、ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

説明が誠に不足しておりまして申し訳ありませんでした。

今、逆川関連で雨水の行き先として逆川に行っている箇所として3か所と説明させていただきました。

この3か所については、雨水については逆川に行っておりますが、汚水の関係につきましては、先ほど鬼澤課長から話があったとおりということなので、今回の部分は汚水は整備はされてございます。

申し訳ありませんでした。

○**飯田委員長** ほかにございせんか。

五十嵐委員。

○**五十嵐委員** 今回開発行為道路4か所、寄附道路5か所、再認定道路1か所の、それぞれ現場見させていただきまして、ちょっと気がついた点で確認させていただきたいところがありますので、この書類に沿ってお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あまり細かいのは除きまして、まず最初に、笠原262号線に行ったときに、この縮小図面見ても分かりますように、コの字型になったところが直線じゃなくて、こう曲がった形になっておりまして、こういった道路を決めるときに開発行為の中で決めるんでしょうけれども、市のほうもいろいろ打合せされるのかなと思うんですけれども、地形によって多少曲線部分というか、曲がるところも仕方ないのかと思うんですけれども、ちょっと不自然というか、できれば本当にコの字型、ストレートにできたのかなという気もしたんですね。

それともう1点、奥のほうに三角のちょうどコンクリートのたたきのところがありまして、それはごみ置き場になるのかどうか分かりませんが、そういうのがちょっと気になったので、その2点について教えていただければと思います。

○**飯田委員長** 大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回開発行為が行われた笠原262号線につきましては、委員のお話のとおり、コの字になっている道路でございます。奥の曲がった部分のところが直線のほうが、確かに道路としては理想形として一番いいとは私も思いますが、今回敷地の設定の中で、この曲がっている部分のすぐ西側に、その田んぼで使っている水路が建設されてございまして、その水路に沿った形で道路が一部入ったことによりまして、曲がったような状況になっていると、これは配置上の関係でこういうふうにならざるを得なかったということなものですから、これはやむを得ないだろうということでこういう形で認定をしてございます。

また、もう一つの御質問いただきました、入っていった一番奥の三角形の土地のところですが、今お話し

ただいたとおり、ごみステーションとして利用される予定になってございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

確かに直線でできないことはないけれども、やはり効率的にやった場合の図面であるので仕方ないかと思えます。

次に吉田330号線の再認定道路ですけれども、突き当たりの終点のところにも市道吉田52号線というのがございます、ちょうどこの開発行為の範囲だけ、どう見てもセットバックされていると思うんですけれども、これはどういう基準でどのぐらいの、この吉田52号線に合わせてセットバックの寸法が変わるのか、その開発行為の面積によって変わるのか、ちょっとその辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

御質問をいただきました吉田330号線につきましては、再認定道路ということですが、実際には、もともとあった開発のところから東に延伸して開発行為をつなげた道路になってございます。今御質問いただきました東側に南北に走る吉田52号線につきましては、これは4メートル未満の道路として現場のほうがございます、今回の開発行為によりまして、中心からのセットバック分について下がっていただいているような形になってございます。なお、前後は狭いままの道路になっておりますが、まだ狹隘道路の整備だとかそういった事業が入っていないため、現況の道路の幅員のままというような形になってございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 次に、渡里333号線の寄附道路につきましてお伺いいたします。

現地に行きますと、片一方が住宅で、一方が空き地というか、何ていうんでしょう、かなり広い道路になっていまして、その空き地側というか、住宅側の反対側のほうはU字溝のようなものがついていまして、こういう寄附道路が行く行くは舗装されると思うんですけれども、そのとき幅員とか、側溝とかが前にあるんですけれども、どのような形になるのか伺います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは寄附道路ということでいただいた道路になっていまして、今の幅で側溝込みで6メートルから6メートル6センチメートルという形で、今回認定をさせていただいております。現地には、既存の側溝が入っていたりという形ですが、主に砕石敷の道路でございますので、認定を議決していただいたあと、改めて地元から要望書をいただいた後に、既存の側溝が使えればなるべく利用しながらいきたいのですが、もし不可能な場合には、一回側溝を壊してきれいに打ち直すとか、造り直すとかいうことになるのかと考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 分かりました。今回、幅員が6メートルということで、これ基本は最低4メートルで、それ以上だと何メートルでもよろしいんですか。その基準というのを併せてちょっと教えてください。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも幅員4メートル以上で、上限はないのかという御質問ですが、現場の形態がこの状況になっておりましたら、その形態に合わせて幅員のほうはいただくような形で基本はやっております。ただ、最低でも4メートルは必要だということで、最下限については、セットバックが生じるには4メートルというのは決めております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 4メートル以上というのが必要で、それ以上はそんなにないでしょうけれども、ある程度8メートルでも何でもいいということですね、基本的には。

それから、赤塚420号線の寄附道路なんですけれども、これ突き当たりが住宅地の芝生がある庭になっていますけれども、多分こういう寄附道路というのは、そのぎりぎりまで赤塚420号線になるということではないんですよね。何か、道路からすぐに庭になってしまうので、どうかなと思ったんです。これはいいです。

それと、見川302号線なんですけれども、開発行為の道路、この終点には縁石がありまして、その地図で見るとそのちょっと先にまだ道路があって、これは道路として使っているんでしょうけれども、宅地の中の庭になっているので、ちょっと道路の形に見えまして、縁石がなければそのままこう道路として使えそうなんですけれども、この辺は将来道路になる可能性があるんですか、それとも道なんですか。

○飯田委員長 見川302号線。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

御質問の見川302号線は、行き止まりの道路として、今回議案として上げさせていただいておりますが、その先に見える道路につきましては、市のほうで管理している道路ではなく、個人の道路というような形になってございますので、この後、この地主さんがどう考えるかによってですが、今のままそこを通らせるという形になりますと、個人の所有地を通って行くことになるので、そこまではやっていないという形になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 その敷地の個人の方が、例えば、そのところからこの見川302号線に通りたいというか、これ行き止まりなんであまりないんでしょうけれども、そういうことを言われたときというのは縁石とか外して道路になるのかどうか、ちょっと教えてください。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回認定する先の部分が公道である場合には、そこをあえて塞ぐ必要はないのですが、あくまでも個人の所有地ということですので、通りたいという場合に、要は人様の土地を勝手に通らせることを許容していいかという話になりますので、その受け先の道路の地主さんの了解が得られないとなかなかそこは開けにくいというような形で考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 分かりました。そうですね、自分が通りたいけれども、逆に他の人も通るようになってしまふということですね、分かりました。

それから、千波186号線なんですけれども、開発行為道路で、この周辺を見ますとやはりここも、市道千波3号線のところのセットバックがあるんです。これもやはり中心部から決められた中でセットバック、セットバックというか、歩道になっているかと思うんですけれども、この辺の考え方を教えてください。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回認定のほうで出させていただいております千波186号線の開発行為の区域ですが、ちょうど信号機のある丁字路の角地のところにございまして、そこには片側の歩道が築造されております。これは以前に、千波小学校へ通学する児童の安全確保ということで地元から要望があつて、公共側で造った歩道になってございまして、今回の開発行為で造られたものではございません。ですので、歩道の部分については、既にあつたところに開発行為が行われたというような形になってございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そうすると、先ほどの、最初にお話ししたところは道路でセットバックありましたけれども、こういうふうにはここは別にセットバックする必要はないという考え方でよろしいですか、分かりました。

それから、常磐354号線、これは将来これが通つて、寄附道路から354線になったときにどうなるかということなんですけれども、幹線市道22号線の道路に出て、左側に行くとセブンイレブンで、右に行くとドンキとかあるんですけれども、その右側に行くとところの縁石が隅切りよりもちょっと出張っているような感じです。これは認定になったときには縁石を撤去というか、工事されるのかどうかちょっと。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回の入り口の接続部分となる道路の歩道のところにある縁石の件の御質問かと思ひますが、こちらはその後、地元からの情報が上がってきたら、やはり道路のほうの軽工事をしながら、縁石の一部を少しずつとか、そういう形で検討していきたいと考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。水戸市の道路になつても、要望がなければそのところまでは水戸市で考えなくても大丈夫ということですか。ちょっと隅切りの部分で曲がるのに縁石が邪魔になるというか、通れないことはないんですけれども、あくまでもそういった要望が必要なのか、市のほうで市道になつたところでその縁石を外さなくちゃいけないのかどうかというのちょっとお聞きして終わります。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

こちら前面に歩道の部分がついておりまして、そこで多分隅切りは消されているような形なんですけど、実際にちょっと出入りがしにくそうな部分も見えておりますので、ちょっと現場のほう確認してまいります。

○五十嵐委員 確認してきてください。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小川委員。

○小川委員 市道酒門358号線についてお伺いをいたします。

ただいまね、手元にこうやっていっているんですが、ここで黒色、いわゆる……

○飯田委員長 ちょっと待ってください。まだこっち。

○小川委員 大変失礼をいたしました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第88号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第89号 都第1号元吉田町都市下水路新設工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 今回は幹線市道39号線の冠水の対策とか、あるいはこの周辺地域の雨水の排水対策とかということで、新たに工事を行うということなんですけれども、今回の工事によって、大体どのぐらいの雨を排水できる能力があるのか、大雨に耐えられるのか、お答えをいただきたい。要するに、今回あの地域の排水の場所をこうぐっと延ばして、カラオケ屋さんの近くまで延ばすということなんですけれども、そのことによって、どのぐらいのあそこの地域の排水ができるのか。特に大雨が降ると道路が水浸しになってしまい、幹線市道39号線が冠水してしまうというのがあるんですけれども、どのぐらいまでの雨に耐えられるのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の管路整備に伴いまして、時間当たり50.3ミリメートルの降雨に耐えられる管路を整備してまいります。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 50.3ミリメートルの雨に耐えられるということなんですけれども、去年の台風19号でこの市役所周辺も冠水いたしました。そして、すごい量の雨が降ったんですけれども、今回の工事はああいいう雨にも耐えられるような工事なのかどうか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

基本的にその時間当たり50.3ミリメートルの降雨に耐えられるということで適用しておるんですけれども、この今、10分間に50ミリメートルの降雨が観測されるような豪雨が頻発する昨今なんですけれども、降り方によって変わってきますので、絶対に冠水しないかというところはちょっと言い難いところがございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、参考資料に書いてあるように、道路冠水の低減ということであって、昨今のゲリラ豪雨、大雨など大量の雨が降った場合にはなかなか大変だけれども、しかしですね、1時間に50ミリメートル程度の雨であれば耐えられるということが今の答弁であったかなというふうに思います。

それから、もう一つは、幹線市道39号線に大型側溝を整備することなんですけれども、ここに書いてありますように大型側溝で幅が90センチメートル、深さが1.6メートルというのが書いてありますけれども、こういう大型側溝を造る意味というのはどういう意味があるんですかね。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 通常の道路側溝の場合ですと、水を流すというところに主眼を置いて造るんですけれども、この大型側溝というのは雨水を流すことに加えて、貯留するという観点で主眼を置いて整備するものでございまして、通常の側溝よりも貯留する、路面に水があふれてくるのを遅らせるという効果があるものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 こういうやり方というのはあまり聞いたことがないんですけれども、水戸市内でもこういうのはあちこちでやっていらっしゃるんですか。こういう大型の側溝を造って、大型の側溝に水を貯えて流すというやり方というのは、これはあるんですかね。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

近年に採用しているものなんですけれども、この本庁舎周りの外周道路にも採用している側溝でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これ以外は1か所しかないということですね、水戸市内では1か所しかないということですか。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

路線数までちょっと把握していないんですけれども、道路冠水のひどい箇所には何路線か整備している実績はございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

それから、ここを今度新しく延長しますよね、500メートル近く延長するという工事なんですけれども、その下流の分、要するに、この地図を見ますと、流末が既に完成している下水に行くんですけれども、逆川に流れますよね。これは、上で雨が降れば当然逆川に水が行くことになるんですけれども、これは今回造る排水路の排水に耐えられるような管が設置されているんですか。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○**大山河川都市排水課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回この国道50号バイパスから北側のほうの雨水を飲むような形になるんですけれども、その流量分を飲み込めるものとして下流側の断面積を決定してございますので、あふれるということはないものと認識してございます。

以上です。

○**飯田委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** もう一つの質問は、先ほどの松本委員の質問とも関連するんですけれども、逆川に大量の水が流れるということになりますと、逆川があふれるということにならないのか。

[発言する者あり]

○**中庭委員** いや、実は私の事務所の前に桜川が流れているんですけれども、これが最近雨が降ると大量の水が一気に流れてきて、道路近くまで水がくるという状況なんですけれども、そういうことがこの逆川にも起きる可能性というのはないのか。要するに、どのような水が流れても大丈夫なんだということになっているのかどうかお答えいただきたい。

○**飯田委員長** 大山河川都市排水課長。

○**大山河川都市排水課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

逆川の流量計算において、流域が定められていて、それで幾つ流せるという流量があるんですけれども、その範囲内の排水であることから、逆川があふれることはないというふうに認識しております。

以上です。

○**飯田委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 分かりました。そうすると、雨が降っても、その幹線市道39号線に水がたくさんあふれて排水しても、逆川まで行っても大丈夫だということですね、今の答弁ではね。

しかし、今はたくさんの雨が降って大量の雨水が逆川に流れる可能性だって私はあるんじゃないかなと思うので、そういう点では、それはそれとして、きちんとした工事が行われるということが必要だと思うんですけれども。

あともう一つ、これに関連して、私ちょっとお答えいただきたいんですけれども、市内には幹線市道39号線と同じように道路が冠水したり、あるいは雨水が流れなくて、地域が雨水であふれてしまうということがあるんですけれども、こういう排水対策で、今水戸市が計画しています、水戸市雨水排水施設整備プログラムというのがありますけれども、こういう対策計画というのはどのぐらい進捗しているのか、お答えいただきたいと思います。

○**飯田委員長** 大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今御質問いただきました水戸市雨水排水施設整備プログラムにつきましては、策定当初215か所の冠水箇所に対しまして、年次的に軽減解消を目指して事業を進めるというような形で行ってまいりました。これまで既に83か所については対策を行っております。ただ、近年ちょっと雨の降り方が急激になってきたりということで、それまで把握できていなかった新たな冠水箇所も報告が上がってきているような状況になりました。

て、そういったことを含めると、今残っている冠水箇所として把握しているところは210か所となっています。いたちごっこみたいな形になっているので、年次的に何とか進めて、早期の解消を図っていきたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうするとね、私、3か年実施計画を見ているんですけども、3か年実施計画では雨水対策の推進というのが書いてあるんですよ。そういう点では、100か所以上もあるにもかかわらず、まだ83か所しか整備されていないというのは、3か年実施計画を見ても、予算的にちょっと少ないんじゃないかというふうに思うんですよ。それで、緊急的な雨水対策の推進というのがあるんですけども、そういう点では、この予算というのは増えていらっしゃるんですか。これは今、増えているのか、減っているのか、どっちなんですか、これ。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今年度予算についても、雨水対策の予算として計上している予算は、都市下水道と排水路、合わせまして10億円ぐらいの予算を計上しております。こちらの予算は、例年と比べてどうなんだというようなお話でございますが、昨年度と同等規模の予算を確保して、一生懸命対策を行っているというような状況でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、ぜひこの予算も増やして、新市民会館なんかに三百五十何億円使うより、こっちのほうにもっと力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 すみません、この工事に関してですね、地域の安全というようなことで、ちょっとどのような考えを持っていらっしゃるのか、お伺いしたいんですけども、市道吉田56号線、国道50号からこちらの駅に行く細い道、この道路には雨水管も公共下水道も入っていますよね、多分入っていると思うんだ。ですから、ここは敷設替えになるのかなというふうに思うんですけども、ここは大変狭い道です。私も、ここよく通るんです。ここは時速30キロメートル制限です。しかしながら、側溝や下水の蓋だとかが、どかんどかん鳴るといような話も聞いていまして、今までも何回か水戸市のほうで対応してきたんだろうというふうに思います。そうすると、この幅員では工事の期間中は当然、通行止めになりますね。その場合の、ここに住んでいらして、生活をされている方々への対応、駐車場などの考え方はどのようになっているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

そして、この流末のほうの、市道吉田54号、これはさくら通りの手前の道路ですね。国道50号バイパスに沿って、ビクターの跡地に大きなスーパーや商業施設ができましたね、そこへつながっていく道ですね。ですから、これから先は、またこれからの年次計画で出てくるんだろうと思うんですけども、でなければ逆川につながらないからね、これでは逆川につながらないでしょう、ここだけで。

その2点、まずその市道吉田56号線の狭いところの対応、多分工事中は通行止めになります。どのよう

にここの工事を進めていくのか、ここは車は擦れ違えませんが、ですから、時速30キロメートル制限になっています。だから、この間の対応というのはどのようにするのかと、この工事は入札で行ったのか、教えてください。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

1点目の市道吉田56号線の工事期間中の対応でございますけれども、今回の対応をしている下水道管の敷設工法が推進工事で地下を掘削して管路を敷設するものでなくて、地中に管路を埋設していく工事でございます。この市道吉田56号線自体の通行止め期間はおよそ30日間程度を計画しております。その際は全面通行止めで対応いたします。沿線の住民の方には、その間はちょっと迂回路を使っていただくこととなりますので、あらかじめ時期ですとか、全面通行止めの期間、迂回のルート等を周知させていただきまして、住民の皆様の御理解をいただきながら工事を進めてまいりたいと考えてございます。

2点目の市道吉田54号線のところ、カインズの前のところなんですけど、ちょっと図面が大変見づらくて申しわけございません。ここの図の黒の実線で示してある区間は、今回の管路の流末、下流側になる区間でございます。管路が既に整備済みでございます。カマリの前から南に行くと、カインズの丁字路がありまして、そこからさくら通りに向かって、さくら通りの十字路からずっとまた南に行ってもらって、この幹線市道15号というか路線に……

○松本委員 整備はされているということだな、ある程度。

○大山河川都市排水課長 はい。

○松本委員 分かった。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 時間も時間で、またこの後もあるようですから、長くはお話しいたしませんけれども、この狭いところはシールド工法でやるんだと、だから、掘削じゃないから問題ないんだというような今お話ですね。しかし、ここに管が入っているでしょう、公共下水道や雨水管とか入っていると思う。すると、水というのはどういうわけか知らないけれども、高いほうには流れないんだ。最低限平らでなければ流れない。こっちが満杯になれば、低いほうに流れる。そういうシールド工法でこの下に埋設されている管と勾配との兼ね合いというのは、これはもう実測でそういう設計ができているんだと思うんだけど、その辺はいかがですか。こうやって見ると、もう管が入っているんだよね。だけれども、お水だから、そのためにこうシールド工法でやるというお話だから、それはそれでいいと思いますけれども、その勾配、これはもう実測、設計済みなんだろう、入札までやったということは。その辺はどうなんですか。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

市道吉田56号線につきましては、委員がおっしゃるように、雨管と公共下水道の汚水管入ってございます。その雨管については、今回の整備する路線よりさらに、カマリのあるほうの路線のほうで切替えを実施済みでございます。

以上でございます。

○松本委員 だから、もう設計のレベルの関係は終わっていると、大丈夫なんだと、シールド工法で、こっちにつながるんだと。どのぐらいのレベルの差があるか分かるのか、この拠点からこの既存の管までの。それは分からないのか。分からない、そうけ。

幾らか勾配はつけてんだっぺ。だけれども、それでどうのこうの言ったってしようがないし。分かったよ、じゃ、もういいよ、もう、できるというんならいいよ。

じゃ、その地元の方々に、ここの説明というのはまだしていないということですか。この狭いところの掘削するところ、通行止めになるところ。これからするの。これ工期はいつだっけ。

[「令和4年3月31日まで、2年間です」と呼ぶ者あり]

○松本委員 そうすると、今年からでしょ。何月から、これ。ここに書いてあるのか、これ。

[「この下に2年間と」と呼ぶ者あり]

○松本委員 こんな字で書いてあっても分からないぞ、これ、虫眼鏡で見ねえと。

令和3年度で、そうしたら、令和2年度はいつから始まるの。

それで、説明も、地元にしていなくて、入札を先にやっちゃってさ、どうなの、大丈夫なの。その辺を地元の対策として、やっぱり後で問題が起きないようにしなくちゃ、その住民は生活ができなくなっちゃうでしょう、車の出入りができなくなっちゃうんだから。だから、それはやっぱりこういう入札を行う前に、計画を立てるときに、私は対応をしたほうがいいのかなというふうに思ったもんですから。

これからやるということね。じゃ、十分その辺は丁寧に地域住民の方々に説明してやってください。

終わりです。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 既に、中庭委員と松本委員から質疑がありましたので、重複を避けまして、ちょっと確認させてもらいたいんですけども、今、松本委員からありましたように、令和2年、3年度ということで、また先ほど大山課長のほうから答弁で、市道吉田56号線は30日間ぐらい通行止めということで、令和4年3月までの工期かと思うんですけども、細かいことはいいので、これからの流れですね、スケジュールをお聞きしたいと思います。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

まず、まだ今は仮契約の状態です、今回お認めいただいて、本契約という流れになります。

この契約は、まずは試掘ですとか、測量調査業務がまず入りまして、今回の幹線の管渠の整備に伴いまして、既存の水道管ですとか雨水管が、今回整備する管にぶつかってしまうので、それをまず動かす工事をします。その後に、扇屋の前に到達する立て坑を造りますけれども、立て坑を造りながら推進を開始して、推進が終わりましたらば、その立て坑に人孔をつくりながら埋め戻しを行いまして、埋め戻しをしつつ、大型側溝を取り込む管路を整備して、続いて、大型側溝を整備した後に、舗装の復旧と区画整備を実施していく計画で考えてございます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

見に行ったときもかなり交通量ですごい車の台数が、市道吉田56号線に来ていますし、当然国道50号、幹線市道39号線もかなりの車なので、明日に意見でも言おうと思うんですけども、道路工事に関しては注意を払ってやっていただきたいと思います。

最後に、この雨水を排除する工事が終わります、先ほど中庭委員からは、どのくらいの雨に耐えられるかとありましたけれども、これを見ますと、範囲は分かるんですが、おおよそ何世帯ぐらいの方々が、この恩恵を受けるか、分かれば説明を求めます。

以上です。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

排水区域内の世帯数がどのくらいかという御質問かと思うんですけども、逆川右岸第四排水区全体の世帯数としますと約650世帯、今回排水を取り込む国道50号から北側の区域、約7.4ヘクタールになるんですけども、こちらについては約200世帯でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。かなりの世帯がそれでよかったと思います。

最初にちょっと確認しなきゃいけなかったんですけども、ちょっと勉強不足で分からないんですけども、この都第1号元吉田町都市下水路新設工事についてということで、この都というのはあまり私には分からないんですけども、これは前からこういうような形だったのか、ちょっとこの辺について教えていただければと思います。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

都第1号という名称でございますが、河川都市排水課では、事務管理上年度ごとに工事した順に1番から通番をつけてございまして、今回の工事は令和2年度における1本目の工事であることから、工事名称の前に都第1号という管理番号をつけて、併せて工事名称としているものでございます。

以上です。

○五十嵐委員 都というのは前からこういう名称だったんですって。すみません。

○飯田委員長 大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 私もちょうと過去のどのくらいまで遡っていかは把握していないところがあるんですけど、この都第1号というこの都という表現は、河川都市排水課では都市下水路という市街化区域の雨水を排除する管路整備と、排水路という市街化調整区域の雨水を排除する管路事業がございまして、この都というのは都市下水路の頭文字を取って都という表現を取ってございます。なので、都市下水路として河川都市排水課で令和2年度に工事をやるということで、都第1号という番号をつけているものでございます。

○五十嵐委員 分かった。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第89号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第91号 土地の取得について（市道酒門358号線用地）について、質疑のある方は発言を願います。

小川委員。

○小川委員 市道酒門358号線の件について、今現在の進捗状況、そして、今これ資料を見させていただいておるんですが、ブルーと黒と赤、3種類に買収予定地の色分けがされておるわけです。この種別、赤は買収済みとか、これを教えていただきたいんです。

それとともにもう1点、この中でまだまだ予定として困難な部分があり得るのか、その辺を踏まえて全体の進捗状況をお教え願います。

以上です。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 今の小川委員の御質問にお答えいたします。

事業の進捗状況でございますが、現在まで、平成27年度より事業に着手しておりまして、道路の現地測量、道路詳細設計を行っておりまして、平成30年度には用地測量、用地補償などを進めてきたところでございます。令和元年度から用地交渉を進めて、用地取得を実施しているところでございます。

次に色分けは、お手元の資料の青いところに関しては令和元年度の9月に議案として出させていただいて、買収したところでございます。赤いところが今回の買収する箇所でございます。黒い箇所に関してはまだ未買収のところでございます。今後この黒い部分に関しては、丁寧な説明を行いながら何とか事業の進捗に努めてまいりたいと思っております。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 分かりました。今後においても最大の努力をしていただいて、早期にえこみつのほうにアクセスをよくするために、用地を買収していただいて、工事に取りかかっていたきたい。それとともにもう1点、いわゆる県道中石崎水戸線がありますよね。これは一部、県道の部分でちょうど細くなっている部分かな、セブンイレブン辺りまでの。これについては、県道の部分はいくまでも茨城町の部分なんです、それは並行して県道の拡幅についても進めておられるのか、お伺いをします。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 小川委員の御質問にお答えいたします。

参考資料の用地取得箇所図を見ていただきたいと思うんですが、県工区という表示がされているところが現在、県のほうで道路改良工事を今現在行っているところでございます。今年度には何とか完成を目指すということでしょうかっております。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 関連でちょっとお伺いしますが、4,600万円だから、税金には、地権者はそれぞれ関係が

ないんですけども、合計で29名になりますね。そうすることによって、その4,600万円の査定した宅地あるいは山林、畑等々の査定というのは、この金額までだという査定金額というのはどういうことを基本として、この買収の金額が合計4,600万円になったのか、この辺をお聞きしたいと思います。それだけ。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

土地の単価の決定のいきさつだったと思うんですが、まず不動産鑑定士に頼みまして、評価依頼をいたしまして、各筆ごとに単価を決めまして、そして、水戸市の不動産評価審査会にかけまして単価を決定しております。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 それならいいと思います。そうしたら、不動産鑑定にかけたんでしょう。それなら不動産鑑定料掛ける件数と筆数によって、鑑定士の経費というのがかかるでしょう、これは分かりますか。これは結構かかっていると思うんですよ、鑑定評価を出してもらうのには。これ筆数とかね、地目とか、山林とか、畑とか、それによって全部違うんです、鑑定というのはね。ですから、その鑑定士の経費というのは、どこから予算を出したのか、そういう経費というのは当初の委託料にあったんだろうと思うんだけど、幾らぐらいかかったか分かりますか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

土地評価委託としまして、平成30年度に請負金額として491万4,000円ということで、水戸鑑定の方に依頼しております。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 平成30年度に鑑定したのか。そうしたら、鑑定評価というのは、何年有効なの。固定資産税というのは、1月1日現在に評価されるでしょう、その年の。すると何年かに1回ずつ値上げしているでしょう、計算で。これ、平成30年から今年で何年たつの。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 今の松本委員の御質問にお答えいたします。

単価の評価なんですが、一応毎年、時点修正という形で評価を再度依頼しております。

以上です。

○松本委員 だから、四百九十何万円かかったんでしょう。これは平成30年の経費でしょう。そうしたら、今年もまた鑑定を見直したということでしょう。そうしたら、今年だって経費がかかっているでしょう、これ。それを聞いているの。分かんないやいや、後で。後で一緒に報告して。

○飯田委員長 分かりますか。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 申し訳ございません。

土地評価としまして、時点修正ということでやっております。手元にちょっと詳しいのがないのでちょっと言えないんですけども、間違いなくやっていることですので、後で御報告いたします。すみません。

○松本委員 じゃ、後でね。

参考でね、その不動産鑑定の場合より安かったのか。ほら、民間に売るよりはいろいろな税の控除もあるから、交渉の仕方だから。5,000万円までの公共事業なら、誰も税金かかる人はいない。所得にも該当しなくてもいい、幾らでも。買収の金額が収入になっても、申告しなくてもいいんです。今年は今から買収するんでしょう。もうね。契約したんだよね。だから、通常来年の令和3年の申告にはこの方々は所得にはなるんだけど、これは申告しなくてもいいと、私は思うんですけども、その不動産の鑑定の価格より低かったのか、安かったのか、これは5,000万円まで控除があるから少しまけてくださいよと言って、鑑定よりも安く買えたのか、あるいは上乗せしたのか、その辺について後で委員長のほうに報告してください。

はい、いいです。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、ちょっと質問したいんですけども、住民の皆さんの合意は得られているのかというのが1点お聞きしたいです。これまで、この道路の建設に反対をしていた方もいらっしゃいましたが、今はどうなのかというのが1つです。

それから、2つ目は、これまでの総買収費用は幾らかかっていたのかということ、全体の買収費用はどのぐらいかかるのかということをお尋ねしたい。それから、現在の買収率はどのぐらいになっているのかということ、それから、完成時期はいつを目指しているのかということをお聞きしたい。

それから、私ね、見川5丁目から新清掃工場までどのぐらい時間がかかるかと計ってみたら33分かかりました。かなりかかったんですけども、途中で国道50号バイパスと国道6号との交差点が異常に混んでいるんですけども、この辺も併せて、迂回路が考えられるのか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 住民の合意形成がどうなっているかという問題かと思いますが、平成28年と平成30年、2回にわたって地元の説明会を行っております。参加されなかった地権者とか沿線に関する方々は、継続的にこの事業の御理解と御協力をいただいて交渉して進めております。

次に、これまでの買収費用はどのぐらいなのかという御質問なんですけども、これまでの費用としましては約9,200万円となっております。全体の総額は、用地買収費としては1億6,000万円となっております。

次に、買収率がどのぐらいなのかという御質問なんですけども、今回の買収面積を含めると全体の買収面積に対して約6割の用地を取得している状態でございます。

完成年度はいつなのかという御質問なんですけども、今現在、今年度から来年度にかけて継続的に地域の皆様の御理解と御協力を得ながら、用地取得をしておりますので、順次工事を進めて、早期完成に向けて進めていきたいと思っております。今、補助金の財源確保という問題もありますので、なるべくそこら辺も含めま

して、事業の早期完成に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 国道6号線の国道50号バイパスのケーズデンキ本店の前の渋滞についてですが、あれはどのような改善が考えられているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきましたのは、ケーズデンキの前の国道6号と国道50号の交差点の部分の渋滞の件でございますが、都市計画決定上は立体交差という形で決定されておりまして、既に現地の幅広い交差点については、市も必要な土地については取得済みという形になって、その中で運用されているような状況です。ただ地域の方々から、かなり混雑していて危ないという声も随分上がっておりまして、市としましては、今、国に対しまして、早期にそういった立体化が図られるようにということで要望活動を行っている状況です。

ただ、そのあとの動きについては今、国のほうに要望活動をして早期にお願いしたいということでやっている状況ですので、具体的にどういうふうに改良が進むのかという話は、まだ出ていないような状況になってございます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第91号についての質疑は終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 零時 1分 散会